

## 介護施設等応援職員派遣支援事業実施要領

### 1 事業の目的

介護サービス事業所・介護施設等（「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）実施要綱」（令和2年6月19日付け老発0619第1号厚生労働省老健局長通知）の3の（1）①アに掲げる介護サービス事業所及び介護施設等をいう。以下「施設等」という。）で働く介護職員等が新型コロナウイルス感染症に感染すること等により、職員が不足する施設等に他の応援施設等から応援職員を派遣し、施設等のサービス提供を継続するため、県内の施設等による連携の下、施設間による職員の相互応援システムを構築する。

### 2 事業の実施主体

本事業は、山口県（以下「県」という。）が実施し、事業の全てを社会福祉法人山口県社会福祉協議会（以下「受託者」という。）へ委託の上、実施する。

### 3 事業実施期間

本事業は、施行日より開始し、終了時期については今後の新型コロナウイルス感染症の収束状況等を踏まえて判断する。

### 4 事業内容

#### （1）応援施設等の募集

##### ア 意向調査の実施

- ・ 受託者は、本事業のために応援職員の派遣が可能な施設等（以下「応援施設等」という。）を設置する法人等に対して、応援施設等の意向について照会する。
- ・ 応援施設等については、介護職員等が技術的に対応することが可能と想定される施設等（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅）及び社会福祉法人が設置するその他の施設等とする。

ただし、応援施設等の登録状況（要望等）を踏まえ、柔軟に対応するものとする。
- ・ 本照会により把握する内容は、以下のとおりとする。
  - ① 応援職員の派遣可否の意向
  - ② 応援施設等の情報（名称、所在地、施設長名、床数、職員数、併設施

設等、施設保険加入の有無、連絡先等)

- ③ 応援職員の人数
- ④ 応援職員の派遣可能日数及び業務
- ⑤ その他応援に際しての要望

#### イ 「応援施設等名簿」の作成及び管理

- ・ 受託者は、アにより回答のあった応援施設等について、「応援施設等名簿」を取りまとめるものとする。
- ・ 「応援施設等名簿」には、アの①から⑤までの事項等について掲載しなければならない。
- ・ 取りまとめた「応援施設等名簿」について変更等があった場合は、随時更新等を行い適切に管理するものとする。
- ・ 受託者は、「応援施設等名簿」に登録された応援施設等を対象に、本事業の内容及び新型コロナウイルス感染症対策に関する研修を実施するものとする。

#### ウ 業務内容の周知及び関係団体との連携等

受託者は、応援施設等を設置する法人等に対し、業務内容について十分な周知を図るほか、事業の実施に当たっては、山口県老人福祉施設協議会、山口県老人保健施設協議会及び一般社団法人山口県宅老所・グループホーム協会、山口県デイサービスセンター協議会、山口県訪問介護事業所連絡協議会、山口県社会福祉法人経営者協議会と連携の下、実施するものとする。

### (2) 応援職員の派遣支援等事業

#### ア 事業による支援の実施に係る基本方針

- ・ 応援を行う介護職員等の派遣については、介護職員等自身の保護及び派遣元施設等への影響を考慮し、感染リスクが排除された上で応援職員の派遣を実施することとし、安全が確保できない場合は、実施しない。
- ・ したがって、複数の施設等を設置する法人の施設等への派遣については、新型コロナウイルス感染者が発生した（クラスターの発生を想定）施設等（以下「感染施設等」という。）への直接の派遣は行わず、同一法人内で感染者が発生した施設等への応援が行われることを前提として、同一法人の派遣元施設等での業務を行うものとする。
- ・ また、単一の施設等のみを設置する法人の施設等への派遣については、必要に応じたアルコールなどによる消毒等が実施され、感染施設等を設

置する法人が保健所と協議の上、安全と判断された場合に、派遣職員が業務を行うものとする。

## イ 事業の内容

- ・ 本事業は、感染施設等の支援のため同一法人等内の別の施設（以下「同一法人等内別施設等」という。）の介護職員等が入ることにより、結果的に職員等が不足する同一法人等内別施設へ応援職員を派遣し、支援する。
- ・ また、単一の施設等のみを設置する法人の感染施設については、必要に応じたアルコール消毒等が実施され、感染施設等を設置する法人が保健所と協議の上、安全と判断された場合に、応援職員を派遣し、支援する。

## ウ 応援職員による派遣支援の服務等

派遣支援する応援職員の服務等については、次のとおりとする。

### ① 応援可能期間

応援職員を受け入れる法人の希望する期間とする。ただし、応援可能期間は最大で14日間を限度とする。

### ② 応援職員の勤務時間

応援職員には日勤業務を行わせることとし、夜勤等は行わせないものとする。

### ③ 応援職員の業務内容

応援職員を受け入れる法人は、あらかじめ応援職員に行わせる業務内容を定めるものとし、受託者を通じて、応援職員へ周知することとする。

また、応援職員を受け入れる法人は、業務内容を現場において適宜指示等するものとする。

### ④ 応援職員の服装等

応援職員が利用するユニフォームやマスク、手袋等の衛生用品については、応援職員を受け入れる法人において準備の上、支給又は貸与することを原則とする。なお、県は、必要に応じて衛生用品等の支援等を行うこととする。

## エ 応援職員の派遣実施の方法

### (ア) 応援の要請

- ・ 応援職員による派遣支援を希望する法人は、県に対し、次の事項を記載の上、応援の要請を書面により通知するものとする。

- ① 応援職員の派遣を求める施設等名称
- ② 応援職員による支援を希望する人数
- ③ 応援職員に行わせる業務内容
- ④ 応援希望期間

- ・ 通知を受けた県は受託者へ派遣調整を依頼する。

#### (イ) 応援職員の派遣調整

- ・ 受託者は、(ア)の応援の要請を受け、応援施設等名簿の中から、応援職員の派遣を求める感染施設を設置する法人に対する派遣調整業務を行う。
- ・ 応援職員の所属する法人の了承を得た場合は、応援職員による派遣支援を希望する法人に通知するとともに、派遣するに際して必要な次の事項等について、両法人を仲介の上、調整するものとする。

- ① 応援職員を派遣する先の施設等名称
- ② 応援職員の所属施設等名称及び職員の氏名
- ③ 応援職員に行わせる業務内容
- ④ 応援期間
- ⑤ その他必要な事項

#### (ウ) 応援職員の派遣前 PCR 検査の実施

感染施設等が応援職員の PCR 検査を希望する場合、受託者は PCR 検査の実施について調整の上、応援施設等へ通知する。

#### (エ) 応援職員の派遣に要する費用等

応援職員が所属する施設等から派遣先施設へ移動する際の交通費、宿泊費、割増賃金等の応援職員の派遣に要する経費については、県が行う補助事業の対象となりうる。

#### (オ) 応援職員の終了

- ・ 応援職員の派遣が終了した際には、受託者は、派遣先法人から派遣終了報告を受けるものとする。
- ・ 受託者は、派遣が終了した応援職員の PCR 検査について、調整し、実施する。

#### (カ) 秘密の保持

受託者は、事業に関して知りえた個人情報を事業の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。

### 附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

【参 考】

支援対象となる介護サービス事業所・介護施設等

- ・ 全ての介護サービス事業所（訪問系サービス事業所（※1）、通所系サービス事業所（※2）、短期入所系サービス事業所（※3）、及び多機能型サービス事業所（※4）をいう。以下同じ。）及び介護施設等（※5）

※1 訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所及び居宅療養管理指導事業所

※2 通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所

※3 短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

※4 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所

※5 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅注各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む。